

今治市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（中間見直し）」

令和2年5月8日

今治市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

今治市においては、温暖な気候のもとに、米、野菜、柑橘を基幹として、花卉、畜産等も含め多種多様な農産物の生産が行われている。地域類型としては、都市的地域、中山間地域、島嶼部地域から成り、都市的地域においては米麦が中心となっており、中山間地域及び島嶼部地域においては主に柑橘類の生産が行われている。しかし、当市の農業は、総じて零細な経営規模であり、近年の農産物価格の低迷等により農業所得が減少し、農家の高齢化、後継者不足も相俟って、農家数の減少が続いている状態である。

また、特に中山間地域及び島嶼部地域においては、遊休農地の発生防止・解消が喫緊の課題となっているほか、全域を通じて担い手への農地利用の集積・集約について農地中間管理事業を活用しながらの取り組みが求められている。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」を一体的に進められるよう、今治市農業委員会の指針として、次節のとおり、具体的な目標と推進方法を定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）において、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」が目標の一つとされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。今回、令和2年3月時点の結果をもとに見直しを行うものである。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成30年3月)	5,046 ha (耕地面積4,840+遊休206)	206 ha	4.1 %
2年後の目標 (平成32年3月)	4,793 ha (耕地面積4,644+遊休149)	149 ha	3.1 %
2年後の現状 (令和2年3月)	4,825 ha (耕地面積4,600+遊休225)	225 ha	4.7 %
目 標 (令和5年3月)	4,454 ha (耕地面積4,365+遊休89)	89 ha	2.0 %

【目標設定の考え方】 遊休農地の割合を半減することを目標とする。

注：管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積に遊休農地面積を加えたもの。また、遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号又は第2号に該当する農地の総面積。

【検証と見直し】

遊休農地面積は、増加しているが、令和5年3月の目標は変更することなく、引き続き発生防止・解消施策を進めていくものとする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）については、今治市農地パトロール（利用状況調査）実施要領（平成28年5月10日農業委員会要領）に基づき、関係者の協力を仰ぎながら、8月から11月までの間に農業委員及び推進委員の担当区域制（小委員会単位）により実施する。
- 同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。
- 従来から農地パトロールの中で行っている、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。
- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

○ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

○ 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構（公益財団法人えひめ農林漁業振興機構）への貸付けの支援を行う。

③ 非農地判断について

○ 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて非農地判断を行い、守るべき農地を明確にする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成30年3月)	4,840 ha	752 ha	15.5 %
2年後の目標 (平成32年3月)	4,644 ha	780 ha	16.8 %
2年後の現状 (令和2年3月)	4,600 ha	801 ha	17.4 %
目 標 (令和5年3月)	4,365 ha	821 ha	18.8%

注1：「現状」及び「2年後の現状」の「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における平成29年耕地面積及び令和元年度耕地面積である。「目標」の「管内の農地面積」は、当初計画時の耕地面積の減少率を元に推計したものである。（第2-1(1)遊休農地の解消目標における面積と異なる。）

注2：上記の集積率目標は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（平成28年9月今治市）における「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」（目標年次は概ね平成38年度とされている。）である18.8%に一致させている。

【検証と見直し】

集積目標を上回る達成状況である。令和5年3月の目標は変更することなく、引き続き集積・集約化施策を進めていくものとする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的推進方法

① 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直しへの協力、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

*「人・農地プラン」…各地域の人と農地の問題を解決するため、集落・地域の関係者が話し合いを行い、今後の中心となる経営体はどこか、そこへどう農地を集積するか、中心経営体以外を含めた地域農業のあり方をどうしていくかといったことを明確にする計画。今治市では平成29年度現在、23地域で作成されている。

② 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。また、中山間地域等の、区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

③ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て、都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

④ 地域や集落における話し合いへの協力

- 農業委員及び推進委員は、その担当区域において地域における農業者等による協議の場が持たれるときは、積極的に参加し、地域農業の課題解決に協力する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人・法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （平成29年度）	25経営体 （10.2ha）
1年後の現状 （平成30年度）	25経営体 （11.6ha）
2年後の目標 （平成31年度）	33経営体 （14ha）
2年後の現状 （令和元年度）	20経営体 （7.5ha）
目 標 （令和4年度）	33経営体 （14ha）

【検証と見直し】

集積目標を下回っている状況である。令和4年度の目標は変更することなく、引き続き新規参入の促進施策を進めていくものとする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 愛媛県、市、一般社団法人愛媛県農業会議（農業委員会ネットワーク機構）及び農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会の実施に協力する。

② 新規就農フェア等への協力について

- 市、農協等と連携し、新規就農フェア等の開催に協力するとともに、情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制の整備に協力する。

③ 企業参入の推進について

- 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、関係機関と協力し、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備に協力するとともに、よき相談相手となるよう努める。